

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
第 1 節	策定の目的	2
第 1 項	背景と目的	2
第 2 項	本計画における「景観」の定義	3
第 2 節	景観計画の位置づけと構成	4
第 1 項	計画の位置づけ	4
第 2 項	計画の役割・担うべき部分	5
第 3 項	計画の構成	6
第 2 章	村上市の景観	7
第 1 節	村上市の現況	8
第 2 節	村上市の景観特性	12
第 3 節	景観づくりの課題	21
第 3 章	良好な景観の形成に関する方針（法 第 8 条 第 3 項）	25
第 1 節	村上らしい景観づくりの考え方	26
第 1 項	景観づくりの目標像と基本理念	26
第 2 項	美しい景観づくりの視点	27
第 2 節	景観計画区域（法 第 8 条 第 2 項 第 1 号）	28
第 1 項	景観計画区域の設定	28
第 2 項	景観計画区域における景観形成に関する方針	32
第 3 節	重点地区	46
第 1 項	重点地区の指定	46
第 2 項	重点地区における景観形成に関する方針	48
第 4 章	良好な景観づくりのための行為の制限（法 第 8 条 第 2 項 第 2 号）	65
第 1 節	行為の制限について	66
第 2 節	届出対象行為	67
第 1 項	届出の対象となる行為	67
第 2 項	届出の対象外となる行為	68
第 3 節	各区域・地区の景観形成基準	69
第 1 項	景観形成基準とは	69
第 2 項	景観計画区域の景観形成基準	70
第 3 項	重点地区の景観形成基準	86

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号） 107

第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木の基本的な考え方	108
第2節 景観重要建造物の指定の方針	109
第1項 指定の方針	109
第2項 指定の方法	109
第3節 景観重要樹木の指定の方針	110
第1項 指定の方針	110
第2項 指定の方法	110

第6章 屋外広告物の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ） 111

第1節 屋外広告物の制限に関する基本的な考え方	112
第2節 屋外広告物の制限に関する方針	112
第1項 許可地域及び禁止地域に関する方針	112
第2項 許可基準に関する方針	112

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号ロ、ハ） 113

第1節 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方	114
第2節 景観重要公共施設として位置付ける公共施設	115
第1項 景観重要道路	116
第2項 景観重要都市公園	120

第8章 計画の実現に向けて 125

第1節 景観形成の考え方	126
第2節 景観形成を支援する取り組み	129
第3節 景観づくりの担い手と役割	131
第4節 推進体制と進行管理	132
第1項 推進体制	132
第2項 進行管理	133